

定期監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、下記のとおり監査の結果を公表します。

令和6年10月24日

香美市監査委員 岩崎 昭雄

香美市監査委員 横谷 勝正

香美市監査委員 比与森 光俊

記

1 監査に準拠している旨

香美市監査基準（令和2年香美市監査委員告示第1号）に準拠して監査を行った。

2 監査の種類

定期監査（地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定による監査)

3 監査の対象

香北支所、物部支所、教育委員会香北分室、教育委員会物部分室
税務収納課、会計課、ふれあい交流センター

4 監査の実施場所・日程

香北支所、物部支所・令和6年10月2日～4日

監査委員事務局・令和6年10月22日

5 監査の着眼点（評価項目）

財務に関する事務の執行が法令に適合し正確かつ効率的に執行されているか、経済性、有効性の観点にも留意して実施した。

6 監査の実施内容

契約書等関係書類の提出を求め、関係法令及び予算に基づいて適正かつ効率的に行われているかどうかについて関係書類を照合検査するとともに、職員からの説明を受けた。

7 監査の結果

一部で改善又は注意を要する事項が見受けられたが、概ね良好に処理されているものと認める。

今後は、指摘事項等に留意したうえで事務執行にあたること。

なお、指摘事項について措置を講じた場合は、地方自治法第199条第14項の規定に基づきその旨を通知されたい。

指摘事項

- (1) 契約書に市長印がないものがあった。地方自治法第234条第5項で、契約書を作成する場合には、普通地方公共団体の長又はその委任をうけた者が契約の相手方とともに、契約書に記名押印しなければ、その契約は確定しないと規定されている。
また、香美市契約規則第34条では、契約書を作成し、契約者とともにこれを記名押印しなければならないと規定されている。今後は、関係法令を遵守し、適切な契約事務を執行すること。（教育委員会物部分室）
- (2) 随意契約において、予定価格調書に折り目が無く、封印されていないものがあった。予定価格調書が適正に作成・保管されたのか疑わしいものであり、不適切な事務の執行と言わざるを得ない。不適切な事務処理であることを十分に認識し、適正な契約事務を執行すること。（教育委員会香北分室）
- (3) 委託契約書の変更設計に記載誤りがあった。単純な記載誤りなどは合議中に発見できたものである。課内で内容を十分に確認するなど、適正な事務処理を行うこと。（香北支所）

8 監査の意見

見積依頼書の控えに割印がないものがあったので注意すること。

以上